

令和4年度 第2回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催年月日 令和5年1月26日(木)
- 2 開催場所 西脇市市民交流施設 つながるスタジオA・B
- 3 開会及び閉会時刻 開会 午後1時30分
閉会 午後3時05分
- 4 出席委員 岡田康作 委員
黒田位子 委員
小林麻貴子 委員
安部亨二 委員
福永昌 委員
長井正彦 委員
齋藤周藏 委員
亀井礼子 委員
藤原珠美 委員
藤井清孝 委員
- 5 欠席委員 村上泉 委員
河原淳 委員
- 6 会議録署名委員 安部亨二 委員
岡田康作 委員
- 7 説明のため出席した者の職氏名
西脇市長 片山象三
くらし安心部長 高田洋明
保険医療課長 萩原靖久
保険医療課保険担当主査 芦田周美
健幸都市推進課長 依藤嘉久
総務部長兼税務課長 藤井隆弘
税務課賦課担当課長補佐 廣畑万紀
- 8 傍聴人 3名
- 9 会議に付した案件
 - (1) 国民健康保険事業費納付金について
 - (2) 国民健康保険税軽減判定所得の改正について
 - (3) 兵庫県における県内保険料統一について
 - (4) 国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について
 - (5) その他

令和4年度第2回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

発言者	記 事
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○委員紹介及び委嘱状交付 ○会議成立の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・委員2名欠席のため、本日の出席委員は10名。過半数以上の出席により会議は成立。傍聴人は3名
市 長	<ul style="list-style-type: none"> ○市長あいさつ <ul style="list-style-type: none"> ・委員就任に対するお礼 ・本日は、令和5年度の国民健康保険税額の改定について諮問させていただく。 ・兵庫県においては、国保の県単位化の流れの中で、県内保険料の統一という方針が打ち出されており、この点も踏まえながら、委員の皆様には慎重な審議をお願い申し上げます。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○会長選出 <ul style="list-style-type: none"> ・会長に齋藤周藏委員を、会長職務代行に岡田康作委員を選出
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ○会長あいさつ <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きの会長就任となる。委員の皆様には大変お世話になるがよろしくお願ひしたい。 ・この運営協議会は、国保税の税額や予算・決算など、国保の運営全般について審議する場となっている。 ・委員の皆様から様々なご意見をいただきながら、市民の声を市に届ける場にしていきたいと考えるので、活発にご意見をいただくようお願い申し上げます。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○諮問 <ul style="list-style-type: none"> ・諮問書（写）を各委員に配付
市 長	<ul style="list-style-type: none"> ・市長から会長へ「国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について」諮問 ・市長退席
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○配付資料の確認 <p style="margin-left: 20px;">（進行を事務局から会長へ交代）</p>

会 長	○会議録署名人選出 ・ 会議録署名人に安部亨二委員と岡田康作委員を指名
会 長	○報告事項(1) 国民健康保険事業費納付金について ・ 国民健康保険事業費納付金について、事務局に説明を求める。
事務局	○説明（パワーポイント使用。画面の写しを参考資料として配付） ・ 国保事業費納付金は、保険給付費等の県全体で必要な費用から国交付金等を控除し各市町で按分したもので、医療分・後期支援分・介護分の3種類がある。 ・ 医療分とは、保険給付費の財源となるもの。後期支援分とは、後期高齢者医療制度の医療給付費の財源の一部となるもの。介護分とは、介護保険の介護給付の財源の一部となるもので、2号被保険者の保険料として徴収している。 ・ 令和5年1月6日付県提示の国保事業費納付金は、総額10億 3,090万円で、前年度比では1,480万円減少している。 ・ 国保事業費納付金の一人当たりの額については、医療分は103,337円で前年度比4,044円の増、後期支援分は33,153円で前年度比2,205円の増、介護分は39,627円で前年度比1,658円の増となっている。 ・ 国保事業費納付金の全体額は減っているが、一人当たりの納付金の額は増えている。いずれも今後も増加が見込まれる。
委 員	○質問 ・ 国保事業費納付金について、算出の際の所得は中央値で計算されているのか。
事務局	○回答 ・ 計算方法は複雑なので一概には言えないが、県が毎年、各市町の所得の状況や被保険者の数に応じて計算しているものである。
委 員	○質問 ・ 中央値というわけではないのか。
事務局	○回答 ・ 県で全体の額を算出して、県内41市町で按分して決められているものである。
会 長	○報告事項(2) 国民健康保険税軽減判定所得の改正について ・ 国民健康保険税軽減判定所得の改正について、事務局に説明を求める。

事務局	<p>○説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保では低所得者に係る保険税の軽減として、所得に応じ7割、5割、2割の軽減を行っており、均等割額と平等割額について軽減割合分を減額している。 ・令和5年度税制改正により、5割及び2割軽減の基準が改正（拡充）され、計算式のうち被保険者数に乗すべき金額が、5割軽減は29万円に、2割軽減は53.5万円に引き上げられる。 ・この制度改正による影響だが、前年度の軽減世帯数と比較して、5割軽減の世帯は2%程度増加、2割軽減の世帯は5%程度増加すると見込んでいる。 <p>(質問、意見なし)</p>
会長	<p>○報告事項(3) 兵庫県における県内保険料統一について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(3) 兵庫県における県内保険料統一について、事務局に説明を求める。
事務局	<p>○説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県では、県単位化当初より、「同じ所得・世帯構成であれば県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる保険料水準の統一を目指している。 ・統一を目指す理由だが、保険給付は共通の制度であるため保険料負担も公平な仕組みを目指す、後期高齢者医療制度などでは県単位で保険料が統一済である、今後も国保の被保険者の減少が見込まれる中、医療費水準と保険料水準が連動することで、特に小規模な保険者にとっては財政リスクが上昇する、ということがある。 ・また、保険料水準統一のメリットは、県内どこでも同じ保険料になる、医療費増加による急激な保険料上昇リスクが軽減される、各市町の保険料算定事務が不要になる、などという点があげられる。 ・これらを踏まえ、県と市町で統一に向けた協議を進めてきたが、昨年11月に、令和9年度に県内全市町の標準保険料率の統一を行う、というスケジュールが県から出された。 ・今後は、令和9年度まで5年間かけて、各市町の差を解消するための取組を行っていくこととなり、西脇市もこの流れに沿って統一に向かって進んでいくことになる。 ・なお、統一後の令和9年度以降は、各市町が保有する基金による保険料引き下げは認められなくなる。 ・現在、北播5市の標準保険料率は、まだ医療分についてバラツキがあるが、これが令和9年度には全て一本化されるということになる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、毎年標準保険料率は少しずつ上がっていくと見込まれるので、ご理解をいただきたい。
委員	<p>○質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年税率が少しずつ上がっていくということだが、国家予算の編成が始まる8月頃に、中央値でデータを示してもらいたい。その層が一番値上げの被害を受けることになる。 ・また、少しずつ上がっていくということは、その分、県の公費の投入が減るということか。県から毎年15億円が投入されるということだったが、それは県の基金の割合からすると微々たるものと思う。せめてそれを増額するなどの交渉などは出来ないか。
事務局	<p>○回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一点目だが、数値はすべて県から示された数値をお示ししている。中央値というお話があったがなかなか計算しにくい。県からはシミュレーションがまた出てくると思う。中央値で示すのは難しいと思うが、県から何らかの試算が出てくれば、随時この協議会でもお知らせしたいと思う。 ・二点目の県の公費の投入だが、県は令和9年度まで毎年15億円ずつ基金を投入し、それにより各市町の事業費納付金を減らし、それをもって各市町の税率を下げるということになる。
委員	<p>○質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それは分かるが、県が保有する基金額から見て15億円というのは額が小さすぎると思う。
事務局	<p>○回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の基金残高は把握していないが、県内市町の状況を見ると、7割程度の市町の保険料が上がるようであり、上げ幅を抑えるために基金が投入されることとなる。
委員	<p>○質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神間の市町は保険料が下がるのか。
事務局	<p>○回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ねそのようになると認識している。
委員	<p>○質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうなると、地方から都市部への人口移動を進めることになってしまう。それを食い止める策としては何があるか、ということも考えないといけない。 ・また、一番被害を受けるのはどの層であるとか、県の投入額があまりにも少なすぎるとか、こういった点も考えないといけない。これだけ不景気なもの、国や県が財政出動をしないからである。

事務局	○回答 <ul style="list-style-type: none"> ・上がり幅が特に大きい7つか8つの市町に対しては、令和9年度以降も県から別の支援策が講じられる予定である。そのようなことで各市町のバランスを取ろうとしている。 ・保険料統一のメリットとしては、医療費全体が増加する中で、小規模な保険者の財政リスクを軽減する、という点があるので、そこを県としても重要視していると理解している。 ・委員ご指摘の点と今の説明では齟齬があるかもしれないが、今お聞きした意見については、市ではどうこうできる話ではないと思っている。
委員	○質問 <ul style="list-style-type: none"> ・西脇市の国保と国保組合とを比較すると、税額に大きな違いがある。これには財政上の理由もあると思うが、そのような事情があることもよく理解しておいていただきたい。
事務局	○回答 <ul style="list-style-type: none"> ・もし県に意見を言う機会があれば、これまでの意見についてもお伝えできるようにしていきたい。
委員	○質問 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に完全統一された場合の県の標準保険料率の提示があったが、これは令和9年度にはどうなっていくのか。
事務局	○回答 <ul style="list-style-type: none"> ・まず、医療費全体が毎年2～3%上昇しているという傾向があるので、その点を踏まえると、恐らく令和9年度にはそれより少し高い数値になると思っている。
委員	○質問 <ul style="list-style-type: none"> ・県基金からの支援が15億円とのことだが、この支援額が今後どんどん増えていけば、標準保険料率の数値は上がらなくて済むという考え方で良いのか。
事務局	○回答 <ul style="list-style-type: none"> ・考え方としてはそうであるが、15億円という支援額を今後5年間投入していくという方針は既に県で決定されている。県の試算により、これぐらいの額を投入すればなだらかな変動になるだろう、ということで示されており、15億円という支援額については増えないと思う。
委員	○質問 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の上げ幅は、その県基金投入分も含めての上げ幅なのか。
事務局	○回答 <ul style="list-style-type: none"> ・そうである。西脇市も、令和9年度に向かって税率はなだらかに上がっていくと思う。

<p>会 長</p>	<p>○審議事項(1) 国民健康保険の税額及び課税限度額の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について、事務局の説明を求める。 																																																
<p>事務局</p>	<p>○説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず、令和5年度税制改正大綱の中で、国民健康保険税に関する部分を説明する。 <p>①課税限度額の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定により後期支援分が20万円から22万円に2万円の増額となる。合計額では102万円が104万円となる。この改定により、現行税率で試算すると18世帯が引き上げによる影響を受ける見込みである。 <p>②市町村標準保険料率と国民健康保険税額の改定（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税は、国保事業費納付金及び保健事業の財源となる。 ・令和5年度は、先ほど説明した県内保険料統一の動きも踏まえ、県から提示された「市町村標準保険料率」をもとに税額を改定する。 ・改定案では、一人当たり国民健康保険税調定額について、医療分が1,331円の減少、後期支援分が779円の増加、介護分が1,804円の減少となる。 ・国民健康保険財政調整基金について、3年前の運営協議会の際の見込みと現状を比較すると、基金残高は見込みより増加し、令和3年度決算時点で6億2,648円となっている。 ・令和9年度の県内保険料統一以降は基金による保険料引き下げは不可となるため、今後は基金の用途を拡大し、各種の保険事業の財源として活用することも検討していきたい。 ・令和5年度の税額であるが、医療分・後期支援分・介護分ともに標準保険料率を採用し、本日、改定案として諮問させていただいた。 ・改定内容は、次のとおりとなる。 <table border="0" data-bbox="383 1433 1212 2002"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割額</td> <td>6.79%</td> <td>(0.05%の引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>29,400円</td> <td>(300円の引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平等割額</td> <td>19,100円</td> <td>(100円の引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税限度額</td> <td>65万円</td> <td>(据え置き)</td> </tr> <tr> <td>後期支援分</td> <td>所得割額</td> <td>2.81%</td> <td>(0.14%の引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>11,900円</td> <td>(700円の引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平等割額</td> <td>7,700円</td> <td>(400円の引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税限度額</td> <td>22万円</td> <td>(2万円の引き上げ)</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割額</td> <td>2.64%</td> <td>(据え置き)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>13,900円</td> <td>(300円の引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平等割額</td> <td>6,800円</td> <td>(据え置き)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税限度額</td> <td>17万円</td> <td>(据え置き)</td> </tr> </table>	医療分	所得割額	6.79%	(0.05%の引き上げ)		均等割額	29,400円	(300円の引き上げ)		平等割額	19,100円	(100円の引き上げ)		課税限度額	65万円	(据え置き)	後期支援分	所得割額	2.81%	(0.14%の引き上げ)		均等割額	11,900円	(700円の引き上げ)		平等割額	7,700円	(400円の引き上げ)		課税限度額	22万円	(2万円の引き上げ)	介護分	所得割額	2.64%	(据え置き)		均等割額	13,900円	(300円の引き上げ)		平等割額	6,800円	(据え置き)		課税限度額	17万円	(据え置き)
医療分	所得割額	6.79%	(0.05%の引き上げ)																																														
	均等割額	29,400円	(300円の引き上げ)																																														
	平等割額	19,100円	(100円の引き上げ)																																														
	課税限度額	65万円	(据え置き)																																														
後期支援分	所得割額	2.81%	(0.14%の引き上げ)																																														
	均等割額	11,900円	(700円の引き上げ)																																														
	平等割額	7,700円	(400円の引き上げ)																																														
	課税限度額	22万円	(2万円の引き上げ)																																														
介護分	所得割額	2.64%	(据え置き)																																														
	均等割額	13,900円	(300円の引き上げ)																																														
	平等割額	6,800円	(据え置き)																																														
	課税限度額	17万円	(据え置き)																																														

	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者一人当たり調定額について北播磨他市と比較すると、令和4年度時点では、西脇市は北播磨5市の中で一番低い。 <p>(質問、意見なし)</p>
<p>会長</p>	<p>○答申について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、諮問のとおり答申すると決定してよいか。 ⇒承認 ・答申の内容については、会長一任としてよいか。 ⇒承認 ・では、答申書については事務局でただちに作成し、この会議の終了後に、委員の皆様立会いのもとで、市長に答申する。
<p>会長</p>	<p>○その他(1) 国民健康保険特別会計歳入歳出状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険特別会計歳入歳出状況について、事務局からの説明を求める。
<p>事務局</p>	<p>○説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の歳入歳出であるが、令和5年1月16日時点で作成しており、変更の可能性あることをご了承願いたい。 <p>①歳入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険税収入は、前年度比 763万3千円の減で、予算額6億 5,701万4千円を見込む。被保険者数の減による。 ・県支出金は、前年度比1億 7,267万8千円の減で、予算額31億8,124万2千円。これも被保険者数の減による。 ・基金繰入金は、予算額 896万6千円で、例年どおり資金不足分と予備費財源分を予算化する。 <p>②歳出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務費は、前年度比 343万8千円の増で、予算額 8,568万8千円。人事異動に伴う人件費の増などによる。 ・保険給付費は、前年度比1億 6,381万円の減で、30億 7,695万4千円。被保険者数の減により予算額は減となるが、被保険者一人当たりの保険給付費は増となっている。 ・事業費納付金は、前年度比 1,480万1千円の減で、10億 3,090万9千円となる。 ・保健事業費は、前年度比15万8千円の増で、 4,530万3千円となる。 <p>(質問、意見なし)</p>

会 長	○その他 ・その他、会議内容全般について、また国民健康保険の運営等について、何か質問はないか。
委 員	○質問 ・軽減判定所得改正の説明があったが、これは県で統一してされるのか、それとも市独自でされるのか。
事務局	○回答 ・全国一斉の改正となる。
委 員	○質問 ・全国統一ということか。
事務局	○回答 ・そうである。軽減判定所得については法律に基づくものであり、全国どこの市町でも変わらないものである。
委 員	○質問 ・そうになると、軽減判定所得の内容や決め方については、この場でどうこういう性質のものではないということか。
事務局	○回答 ・そうである。地方税法の改正による国民健康保険法施行令の改正を受け、市も条例を改正するという流れになる。全国どこでも同じである。
委 員	○質問 ・軽減判定所得が上がれば、その分軽減できる世帯が増えることになる。その基準を聞いたかったので質問した。
事務局	○回答 ・市の国民健康保険としては、基本的に国や県の方針に準じた運営を行っており、今回も国の改正にあわせているということである。
	○閉会